○内　閣　府

四〇　内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件　一　73　八六

四一　個人情報の保護に関する法律の規定に基づき内閣総理大臣の権限の一部を委任する件　一　73　八七

四二　災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件　一　73　八七

四三　沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件　一　73　八八

四四―総合特別区域計画の変更を認定した件　一四　82　三

五四―総合特別区域計画の認定を取り消した件　一四　82　四

五九―総合特別区域の区域を解除した件　一四　82　五

六三　総合特別区域計画の変更を認定した件　二二　89　一九

六四　令和二年内閣府告示第二十三号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件）を廃止する件　二六　一

六五　内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件　一　73　八九

○内閣府、財務省

四　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件　一　73　八九

○公正取引委員会、消費者庁

三　ビールの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　一五　二

○国家公安委員会

一九　原動機を用いる車椅子の型式認定番号を指定した件　四　一

二〇　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　四　一

二一　普通自転車の型式認定番号を指定した件　四　二

二二　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　七　特41　一

二三　特定非営利活動法人警備人材育成センターから住所の変更の届出があった件　一四　一

○個人情報保護委員会

七　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示　二〇　87　一五

○金　融　庁

一七　個人情報の保護に関する法律の規定に基づき金融庁長官の所掌に係る権限又は事務の一部を委任する件　一　二

一八　金融庁の保有する個人情報の保護に係る金融庁長官の権限又は事務の一部について委任する件を廃止する件　一　二

一九　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　七　二

二〇　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　一一　一

二一　金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部を改正する件　一八　85　二

二二　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　二八　95　一

二三　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　二八　95　二六七

二四　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　二八　95　五七

二五　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件　二八　95　七六

二六　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二八　95　七七

二七　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの一部を改正する件　二八　95　七三

二八　銀行法施行令第四条第十三項第四号及び第十六条の二の三第三項第二号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十四条の四の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件　二八　95　七四